

ひがしどおり 議会だより

No. 7 8

東通村農産物加工センター完成



令和4年4月供用開始予定

目次

第8回臨時会・・・P2	一般質問・・・P5～15
第9回臨時会・・・P3	第10回臨時会・・・P16
第4回定例会・・・P4	

◆第8回臨時会

令和3年8月18日の大雨により被災した、農道「野牛川線」通称「野牛地区林活道路」の法面崩壊等の災害復旧事業を行うため、国への災害査定申請経費に係る補正予算専決処分の報告1件、東通村介護サービス事業所設置条例ほか、関連する議案2件について原案どおり可決。

議案番号	件 名	議決の結果
報告第14号	専決処分の承認を求めることについて 令和3年度東通村一般会計補正予算（第8号） ・野牛線農道災害査定時階段設置工事費他	報 告
議案第51号	東通村介護サービス事業所設置条例 ・名称 あしすと介護サービス事業所 ・位置 東通村大字白糠字赤平679番地	原案可決
議案第52号	財産の取得について ・土地1,329.95㎡、建物243.37㎡、備品	原案可決
議案第53号	公の施設の指定管理者の指定について ・あしすと介護サービス事業所を社会福祉法人東通村 社会福祉協議会に指定	原案可決



◆第9回臨時会

令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示板の設置等に要した経費、令和3年11月2日の大雨により被災した、村道白糠赤岩神社線の災害復旧事業及び老部川内水面漁業協同組合のさけ・ます養殖施設等の災害復旧支援を行うための専決処分（補正予算）の報告2件、青森県人事院勧告に基づく東通村特別職、東通村議会議員、東通村一般職員の期末手当（引き下げ）に関する条例の一部改正の議案3件、それらに伴う人件費の補正予算の議案3件、工事請負契約の変更1件、計7議案を原案どおり可決。

議案番号	件 名	議決の結果
報告第15号	専決処分の承認を求めることについて 令和3年度東通村一般会計補正予算（第9号）	報 告
報告第16号	専決処分の承認を求めることについて 令和3年度東通村一般会計補正予算（第10号）	報 告
議案第54号	東通村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第55号	東通村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第56号	東通村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第57号	令和3年度東通村一般会計補正予算（第11号）	原案可決
議案第58号	令和3年度東通村下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第59号	令和3年度東通村水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第60号	旧目名小学校解体撤去工事請負契約の変更について	原案可決



第4回定例会（R3.12.3）

◆会 期

令和3年12月3日（金）～10日（金）までの8日間

◆一般質問

川端一松議員、伊勢田勉議員、田村智和議員の3名

◆提出案件

議案番号	案 件 名	議決の結果	可決日
議案第61号	東通村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し 同意を求めることについて	原案同意	12.9
報告第17号	東通村教育委員会の事務点検及び評価に関する 報告書	報 告	12.9
議案第62号	東通村国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	12.10
議案第63号	東通村農産物加工センターの設置及び管理に関する 条例	原案可決	12.10
議案第64号	令和3年度東通村一般会計補正予算（第12号）	原案可決	12.10
議案第65号	令和3年度東通村介護保険特別会計補正予算 （第2号）	原案可決	12.10
議案第66号	令和3年度東通村下水道事業特別会計補正予算 （第4号）	原案可決	12.10
発議第3号	東通村議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決	12.10

◆案件要旨

- 現東通村固定資産評価審査委員会委員である伊勢田賢太郎氏の任期満了に伴い、新委員として、澤田勝人氏を選任することについて同意。
- 地方行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和2年度の東通村教育委員会の事務点検及び報告書について報告を受ける。
- 東通村国民健康保険条例の一部改正では、出産育児一時金の支給額を404千円から408千円に改正することに原案どおり可決。
- 東通村農産物加工センターの設置及び管理に関する条例を原案どおり可決。運用開始は令和4年4月の予定。
- 一般会計補正予算は、既定額から11,503千円を減額し、予算総額を9,514,000千円とすることを可決。
- 東通村介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出予算の既定額から3,000千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,039,500千円とすることを可決。
- 東通村水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出予算の既定額から6,155千円を減額し、予算総額をそれぞれ339,000千円とすることを可決。
- 議員発議として提出された、地方自治法の改正に伴う東通村議会会議規則の一部を改正する規則を原案どおり可決し、積極的な議会活動と透明性の確保を図ることとした。

質 問 者	質問事項	質問の要旨	答弁者
6番 川端 一松 議員	一般行政	村有施設解体後の取り扱いについて	村 長

【川端議員の質問】

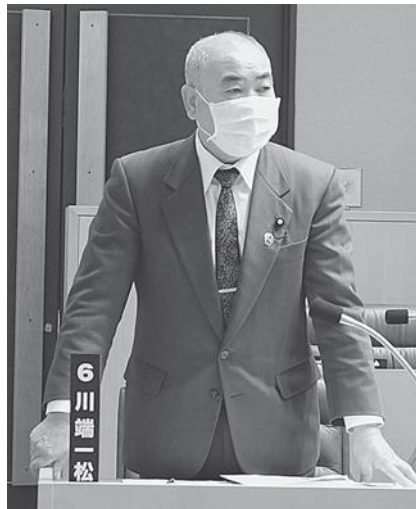
東通村廃校舎解体事業計画について説明を受け、その後、旧学校施設等は計画に基づき順次解体され、景観がよくなり、安全面も解消されて地域住民も安堵していることと思います。引き続き、財源確保も大変でしょうけれども、計画的に事業を進めて頂きたいと斯様に思います。

総務企画常任委員会でも5月26日に、むつ市に所有している旧大湊医師住宅と旧役場庁舎向い事務所の現地調査を行ったところでございます。旧大湊医師住宅につきましては、老朽化し、危険建築物であると委員会全員が一致した意見でありました。また、旧役場庁舎向いの事務所は、それほど老朽化が進んでいる状況にありませんでしたが、いずれの施設も利活用されておらず、近隣住民の安全面や公衆衛生上、迷惑をかけているように見受けられました。

今後、両施設につきましては、解体事業計画に組み込まれておりますが、解体後、どのように取り扱うのかをお伺いし、私の一般質問とします。



壇上から一般質問する川端議員



議席から再質問



川端議員に答弁する畑中村長

【村長の答弁】

まず、旧大湊医師住宅についてであります。当該物件は昭和49年に、当時、村内の4診療所に勤務する医師を確保するため、大間町から買取し、下北医療センターが管理していたものであります。しかしながら、現在では居住者もなく、建物の傷みが激しくなっていたことに加えて、除雪などの維持管理にも相応の負担を強いられていたことから、本年度策定いたしました解体計画に則り、最も優先度が高い物件として解体工事に着手しており、来年1月末に工事が完了予定であります。

次に、旧役場事務所ではありますが、庁舎移転に伴い、過去には売却について、むつ市内の宗教法人と交渉がなされておりましたが、売却には至らず、現在では利活用がされていない状況にあります。こちらは建物の状況が比較的良好なため、現段階での解体計画は令和7年度を予定しておりますが、計画は毎年度見直すこととしており、見直しによって、解体年度は前後する可能性もあります。

いずれの施設も、解体後は利活用の予定がないことから、まずは先行して解体される旧大湊医師住宅跡地について、売却を視野に入れて検討して参る所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、川端議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

【川端議員の再質問】

予定としては、売却を視野に入れてということでございますので、何分にも村有地が他市町村にあるということは、余り望ましいことではなかろうと思います。ましてや、利活用されていない施設でありますので、早めに売却できるよう進めてもらいたいと思います。

【村長の答弁】

ご意見ありがとうございました。

財政が厳しい状況にありますので、財政の一助になるよう早めの売却を検討して参ります。



旧大湊医師住宅（大湊新町）



旧役場庁舎事務所（むつ市小川町）



5月26日に開催された総務企画常任委員会で、村有財産について協議を行い、報告書を取りまとめている様子。

質問者	質問事項	質問の要旨	答弁者
2番 田村 智和 議員	一般行政	東通村の防災計画について	村 長



壇上から質問する田村議員



議席から再質問

【田村議員の質問】

皆さん、おはようございます。

いよいよ、今年も早いもので、師走となりました。村長はじめ職員の皆さん、今年1年はどうだったでしょうか。この場をお借りし、村政を担ってきた皆さんの、この1年間のご労苦に感謝申し上げます。来る新しい年に向かって、より良い準備をしていただき、これからも村政発展にご尽力をお願いいたします。

では、議長からお許しを頂きましたので、通告書に基づき、質問をさせていただきます。

今回は、東通村の防災計画についてであります。令和3年8月9日から大雨による、むつ市及び風間浦村の災害や、11月2日から大雨による白糠地区の被害など、これまででは考えられない程の大災害が頻繁に起こりました。東通村として、今回被害のあった白糠地区に対し、どのような対策を講じるのか、また、これからの東通村の防災計画をどのように進めていくのかお伺いします。村長には、簡潔明瞭なご答弁をお願いし、私からの一般質問とさせていただきます。

【村長の答弁】

田村議員のご質問にお答えします。

まずは、8月の集中豪雨により被災されました、むつ市と風間浦村の住民に対し、改めて心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を切に願っております。

気象変動により、このような災害は「いつ、どこ」で発生してもおかしくない状況にあり、11月2日の夜には、予期せぬ集中豪雨による災害が村内で発生しました。

18時34分、「明神川が氾濫しそうなので、自主的に避難します。」との一報が当該地区に住む職員から入り、状況を確認して、6分後の18時40分には東通村災害対策本部を設置、明神川流域の住民15世帯32名に避難指示を出すと同時に、避難住民のため、白糠地区避難施設の開放を地区総代に依頼し、避難所開設のため職員を派遣しました。



18時48分に大雨・土砂災害警報、同55分に土砂災害警戒情報が出され、避難所には他地区からの住民も含め、最大19世帯27名が避難しておりましたが、水位が徐々に低下し、翌3日午前3時15分に大雨・土砂災害警報と土砂災害警戒情報が解除され、午前6時15分、避難者全員の帰宅を確認したのち避難所を閉鎖、災害対策本部も解散しております。



この集中豪雨により、道路の陥没や土砂の流出、床上浸水が1棟などの被害がありましたが、幸いにも人的被害には至っておりませんでした。

これは、東通消防署にあって、消防署長の直接指揮の下、住民の避難誘導と警戒のためのパトロールを即座に行ったこと、更には地元白糠の第4分団による危険区域への交通規制や、老部地区第16分団による警戒出動などが迅速に行われたことによるもので、出動された署員、分団員の皆様には心からお礼を申し上げます。

そして何よりも、危険が迫っていることに対して、自主的に避難を即断した地域住民の皆様のご英断に心から感謝申し上げます。

議員ご質問の村としての対策としましては、この災害を受けて、何よりも住民の生命を守ることを最優先として、明神川流域の災害発生場所に監視カメラを設置する予算を、本定例会に提案した補正予算に計上いたしております。この監視カメラの映像は、スマートフォンで常時確認ができることから、村職員や消防署員などに加えて、住民の方も可能な限り確認ができるようにして参りたいと考えております。更に今後は、村内の河川などで危険と思われる場所に、必要に応じて設置を検討していきたいとも考えております。

次に、これからの防災計画の進め方についてであります。日本海溝モデルの津波の高さや範囲が広がったことから、地域防災計画の見直しが必要であります。今年度は村のハザードマップを改訂する作業を進めており、土砂災害危険区域などもわかる冊子を全世帯に配布する予定となっております。一方で、要望の多い避難道整備などは、これまでも進めて行く中で、地権者の同意が得られないなどの理由で、事業化する前に頓挫してきた経緯があることなどから、何よりも地元、特に地権者の協力が不可欠なことから、地区内における合意形成を図るよう働きかけて参ります。

いずれに致しましても、今回のような災害発生時には、村などの公的機関からの情報を待たずに、明神川流域の方々が自主的に避難されたように、危険と感じた、また、今までとは違う

と感じた場合には、自らの命を守るため、すぐに避難することが大切であり、村といたしましても、そのような災害を未然に防ぐための整備について、村独自の施策はもちろんでございますが、村内全域への雨量計の設置などを国や県などの関係機関などにも要望して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、田村議員のご質問に対する答弁といたします。

【田村議員の再質問】

村長、ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

東通村は、これまで大災害の経験が少なかったため、誰もが危機管理意識が薄いように思われます。私は、いつ起こるかわからない大災害に備え、防災意識を高める必要があると思っています。しかし、現状のハザードマップには危険個所に指定されている区域に避難所があり、これでは安全が確保できないと私は考えています。また、避難道についても高齢者や障がい者など、避難困難者が車イスやカートを押しながら安全に避難できるのでしょうか。私は疑問を感じます。このような点について、村長の考えをお伺いいたします。

【村長の答弁】

まず、1点目のハザードマップに関しましては、先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、条件が変わって参りましたので、それに合わせて見直しをかけます。その先にあるのは、当然、ご指摘のとおり現在の避難施設等が浸水区域の中にあることも承知しております。ただ、いずれにいたしましても、早急に全村内、全域とも参りませんので、順次、計画を立てながら優先順位を決めて計画を進めて参りたいと思います。

これまで避難施設に関しましては、準備等を進めていたとは思いますが、中々その進捗度合が目に見える形でなかったことは事実でございますので、皆様のご意見を伺いながら、順次進めて参ると考えております。

避難道に関しましては、先ほど申し上げましたが、地域の方とご相談申し上げて、線形等を定める作業を進めている中で、地権者の方の同意が得られない、ここの土地はダメだということで、計画が頓挫した経緯があることは、議員もご承知かと思っておりますので、村が先行的にやることは当然のことですが、やはり地元のご理解、ご協力、何よりも地元の合意形成があって、この事業が成り立つと考えておりますので、特に避難道、避難施設に関しては地元のご理解、ご協力が最優先と考えておりますので、ご理解いただければと思います。

【田村議員の再々質問】

忌憚のない答弁いただきまして、ありがとうございます。

せっかくですから、再々質問させていただきます。

私は村民誰しものが防災意識を高めることが東通村の防災力向上に繋がると考えています。村長もおわかりだと思いますが、東通村は29集落が点在しているため、災害時には緊急車両が到着するまで時間を要します。そのため、地域住民同士が協力して対処することになるのであります。よって、村、消防団、地域が一体となって、避難方法等のレクチャーと地域

ごとの災害時安全計画の立案と協議決定が必要だと私は思っています。

災害は、いつでもどこでも起こりうるものと認識してもらうことが重要であり、村民の防災意識を高めるためにも、幼稚園児から防災教育を進め、村指導の下、各地域の住民参加の避難訓練、避難経路の確認、そして各地域の避難困難者の把握など、地域等での取り組みが必要になると思います。村と地域が一体となって防災活動に取り組むことで、東通村民の一人ひとりの生命と財産を守ることにになると、私は強く考えています。

このようなことに対して、村長の忌憚のないお考えをお伺いして、私からの質問を終わります。お願いします。

【村長の答弁】

色々ありがとうございます。

お答えしますが、避難訓練がコロナ禍ということで、今年も実施しておりません。そのことは私も非常に危惧しておりまして、コロナ禍がこのまま終息傾向になれば、冬期間であっても訓練をするべきと考えています。特定の地域にはなりますが、今年度中に避難所開設というテーマを設けまして、避難所を実際に開設して運営するという訓練を考えております。

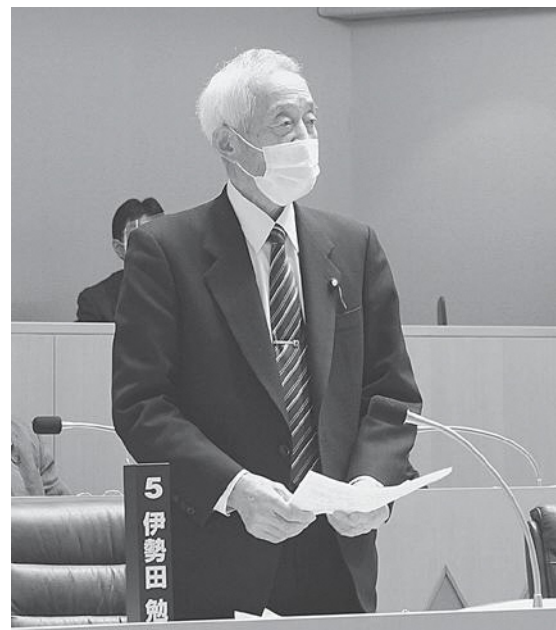
地域の防災意識向上ということで、先々月に東通中学校で3年生の生徒が自分の住んでいる集落で、避難施設がここだとか、避難経路がこうだとか、生徒自らシュミレーションしていたことを私も見させて頂きました。非常に参考になったと思っておりますので、あのようなスタイルで全集落開催できれば、各々がどういう経路で、どういう場所へ逃げれば良いか確認できると思っております。東通中学校を参考に、その地区のマップを作成のうえ、実施できればと思っております。



質問者	質問事項	質問の要旨	答弁者
5番 伊勢田 勉 議員	一般行政	1. 新型コロナウイルスに係るワクチン接種の現状と、未接種者の対応、また今後起こりうる3回目のワクチン接種の対策と今後の見通しについて 2. 円卓会議に於ける村民の声、集約に対しての行政の具体的な施策について 3. 東通小中学生の給食費の無償化について	村 長



壇上から質問する伊勢田議員



議席から再質問

【伊勢田議員の質問】

皆さん、おはようございます。

令和3年も残すところ、あと20日余りとなりました。新しい年は穏やかな年であって欲しいものです。

議長にお許しを頂きましたので、一般行政3項目にわたり村長に質問させていただきます。

まず、第一に新型コロナウイルスによるワクチン接種の現状と、未接種者に対する対応、今後の取り組みと見通しについて伺います。

新型コロナワクチン接種は、当初、我が国は諸外国に比べ、やや出遅れていましたが、国、地方自治体、国民の理解・協力の下、現在は1回から2回目の接種は世界でも上位にランクされています。我が村も、当初5月から始まり、10月でワクチン接種2回目を終了するスケジュールでしたが、接種年齢、接種期間ともにクリアしたのか伺います。また、未接種者の対応はどのようになっているのか伺います。尚、冬期間に発生が懸念されている第6波のウイルスに対し、3回目のワクチン接種の取り組みと今後の見通しについて伺います。

第2項目は、村長の円卓会議における村民の声、その集約により行政の具体的な施策について、村長は29の集落で村民と膝を交え、村民の生の声を聞きました。今後、行政にどのように反映させてくるか具体的に伺いたい。

第3項目は、東通小中学生の給食費の無償化についてですが、私は令和2年2月の定例会で給食問題の一般質問をしております。当時、畑中村長は給食センターの所長でした。ご承知のとおり、我が村は医療費、保幼小中高、通学費の村の負担、こども園の給食の一部を負担しております。残るは小中学生の給食費の無償化が課題だと思います。コロナ禍の中で、各世帯の減収はもちろん、とりわけ農・漁業者にとって、今年は厳しい状況が続いております。ある自治体の首長さんは、選挙公約で給食費の無償化を掲げているところもございますが、村長はどのように考えているのか伺いたい。

【村長の答弁】

伊勢田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の新型コロナウイルスに係るワクチン接種の現状と、未接種者の対応、また今後、起こりうる3回目のワクチン接種の対策と見通しについてであります。ワクチン接種の現状、経過をご説明いたします。

村では保健福祉センターを会場とした集団接種として、令和3年5月7日の医療従事者への接種に始まり、5月12日から6月11日まで高齢者施設入居者、利用者及び従事者を対象に、6月5日から7月31日まで65歳以上の高齢者を対象に、7月10日から9月25日まで16歳以上64歳以下の村民及び東北電力、東京電力、日鉄鉱業並びに三菱マテリアル関連企業等の職域を対象に、10月30日及び11月27日に12歳以上15歳以下の小中学生を対象に、全てアメリカ、ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンを2回接種したところであります。接種率は、12歳以上の村民5,574人に対し、1回目接種は5,003人、90.3%、2回目接種は4,976人、89.3%となっております。

続いて、未接種者の対応についてであります。当初、医療従事者用ワクチンと高齢者向けワクチンを国が配分するスケジュールで進みましたが、全国の自治体への配分量を確保できず、対応が二転三転するなど、混乱を招きながらも、そのまま一般接種を勧奨する形でワクチンが配分され、一部の自治体ではワクチンを確保する見通しがたたないことから、接種スケジュールを後ろ倒しする事態を生じさせたことは、ご承知のことと存じます。

村も、最終的に配分された9箱では不足し、県を通じて9月中旬まで、集団接種を完了している他町村から675回分を融通していただき、9月末に一般を、11月末に小中学生に対し接種を完了したところであります。今現在、村にはワクチンが無い状態であり、接種を勧奨できる状況に無いことをご理解頂きたいと思っております。

また、感染症予防の集団免疫として70%以上必要とされておりますが、全人口6,035人に対し、80%を超えておりますので、当面の目標は達成できたものと思っております。尚、未接種者で希望する方には、下北郡内の集団接種完了後、残存するワクチンを集約させ、むつ総合病院で個別接種することが可能な旨、お伝えしているところでありますが、一方で、12月いっぱい終了する予定とも伺っております。

続いて、3回目のワクチン接種であります。現段階で把握している情報として、一つ目は対象が18歳以上であることから、村内の対象者は約4,700人程度。二つ目はワクチン接種後8カ月を基準とするとありますが、前回接種した情報を基にすれば、医療従事者等及び高齢者施設入居者等は2月から始まり、65歳以上は3月から、一般の早い人は4月から始まる見通しとなっております。三つ目はワクチンの種類ですが、国で保有しているワクチンの大半がアメリカ、モデルナ製とのことであります。心筋炎等の発症率の関係で、若年層はファイザー製を、それ以上の年齢層はモデルナ製という交差接種となる見込みであります。国では、3回目の接種完了を9月末までと見込んでおりますので、年度をまたいだ接種計画を策定する必要があり、診療所と今後のスケジュール等を調整していく予定であります。尚、国では3回目の接種と並行して、5歳以上11歳以下にも接種する方向で調整中であることから、実施するに当たって、ワクチンの種類、ワクチンの量、接種間隔、保管する冷凍庫がそれぞれ異なることや、2回目接種からの機関を6カ月に短縮する案など、方針が一向に固まっていないことから、全国的に接種ミスや廃棄ワクチン等の発生を懸念する声があがっております。これらの医療事故を防ぐためにも、情報収集に努め、東通村診療所との連携を密にしてワクチン接種体制を構築して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の円卓会議における村民の声、集約に関する行政の具体的な施策についてであります。私は選挙の際、29の公約を掲げさせて頂きましたが、その中で最も重視しておりますのが、この円卓会議でございます。村民が主役の村政運営の実現に向けて、普段の暮らしの中で感じていること、村の良いところや足りないところ、困りごとなどについて、忌憚のないご意見を頂戴するため、令和3年5月から豊栄、石蔵平、一里小屋3地区合同開催の石上地区を皮切りに、10月のひとみの里地区まで、計30地区、回数にして28回開催し、全地区合計で448人の村民の方々にご参加いただき、道路に関することや防災・減災に関すること、また、生活全般に関することなど、様々な貴重な意見を頂きました。更には、去る12月2日に、村内の企業や事業所等に勤務する若者や子育て世帯などを対象とした若者向け円卓会議を開催し、34名の方にご参加いただき、スクールバスに関する件や村体育館の利用方法、新たなイベントの提言など、こちらも様々なご提案を頂いております。

いただいた意見の中から、早急に対応が可能、若しくは対応すべきと判断し、すでに取り組みました主な事業として、道路関連では、蒲野沢地区と石上地区の道路整備や村内各所の側溝整備、防災・減災関連では岩屋地区の一時避難所の建設並びに村内各所の防災無線の調査結果に伴う新增設、生活関連では、石上地区の公共交通対策として乗合タクシーの実証試験運行やゴミ袋の仕様変更、また、除雪事業では地区ごとに協議、相談を重ねながら、地域の実情に配慮して実施する、などの内容であります。

また、国、県が所管する案件で、村が単独で早急に対応することが困難な事案については、翌年度以降の実施、または検討を継続するものとしております。

尚、円卓会議で頂いたご意見に対する村からの回答を住民の皆様にお知らせするため、2巡目の円卓会議をすでに始めております。11月から順次、各地区を訪問させていただき、

村からの回答を直接説明させていただきます。

最後に、この円卓会議については、住民目線の政策を実現するために、広く全ての世代の村民の声を直接聞く重要な場として、次年度以降も継続して開催して参る所存であり、今後は大学生や高校生を対象とした円卓会議も開催しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の東通小中学生の給食費の無償化については、令和2年2月定例会において前村長がお答えしたところでありますが、再度、基本的な考えについてお答え申し上げます。まず、学校給食法では、給食に係る経費の負担区分を明確に定めております。人件費等施設の管理運営に要する経費以外の経費、通常「学校給食費」と言われる経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担と定めております。学校給食費の算出は、児童生徒1食当りの学校給食摂取基準を充足するための献立の作成、標準食品構成表を用いた食材の選定等を適正に算定しており、現在は、小学生300円、中学生320円で、年間の負担額は児童生徒一人当たり6万円程度となっております。

給食費の全体額は令和2年度の決算において、児童生徒教職員476人分の賄材料費2,932万3,000円に対し、2,849万8,000円を保護者からご負担いただいております。差額は、アレルギー対応食、地産地消推進事業補助金として村が負担しております。また、45世帯53名の児童生徒へ準要保護児童生徒就学援助費として、村から326万円余りを負担しております。

村は、少子化対策・子育て支援対策には特に重点的に取り組んでおり、令和2年度からは、幼児保育・教育無償化、高等学校生徒通学費の無償化など、教育費が嵩む子育て世帯へ、より一層の支援拡充を図っており、このような施策を展開する中で、給食費無償化につきましても、東通村総合教育会議や東通村学校給食センター運営委員会等を通じて、教育委員や運営委員の皆様のご意見を広く伺っておりますが、現時点では給食費の無償化を実施すべきとは判断しておりません。

ただ、近年コロナ禍などによる自営業者の不況及び漁業の不振並びに米価等の下落、一次産業に従事する方々の状況等を踏まえ、東通小・中学校へ在籍する児童生徒の給食費を納付する保護者に対し、今年度限り、給食費の実費徴収額を保護者の申請に応じ、適切と認められる場合は、全額免除することとしたいと考えております。

対象者は、令和3年11月末現在で世帯数約70世帯、児童生徒数約90名程度で560万円余りになると見込んでおります。

免除につきましては、国の持続化給付金等の仕組みを参考にしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、伊勢田議員のご質問に対する答弁といたします。

【伊勢田議員の再質問】

まず、ワクチン接種の状況は、我が村のワクチン接種は5月の医療従事者から始まり、いろいろな過程を経ながら、最終的に11月27日をもって12歳以上15歳以下の第2回目の接種も終わり、その接種率は約90%。接種に関わった関係機関並びに接種従事者の努力の賜物と、私はそう感じています。

次に、未接種者の対応についてでございますが、未接種者に対し、ワクチン接種の必要性、また、接種に関しては、むつ病院が接種の主体場所だということ、更に、その期間は12月末で終わるということ、その旨十分、未接種者に周知していただきたいと思います。

3回目のワクチン接種でございますが、政府の見通しは2回目の接種終了から8カ月後となっておりますが、どうやら、また方針が変わりまして、2回目接種経過後、環境、事情が整えば、6カ月目に前倒しするという見解。村では、これから5歳以上11歳以下の接種も考えております。村民の安心、生命、健康のため、頑張ってくださいと思います。

2点目の円卓会議の件ですが、村長の選挙公約でもある、村民との円卓会議ですが、村民の生の声を聞き、出来ることを即実行に移すことが円卓会議の効果の表れだと、私は思います。特に、これからは除雪の問題になりますが、この冬期間、地区の声といたしまして、除雪の時間帯が一番だと思います。夜中、1時2時頃に来て、出勤、登校の時間帯に積雪があっても2回目は来ない。そういう苦情があります。財政的な面もあると思いますが、今後は事業者ともその点を検討してはどうでしょうか。

3点目は、給食費の無償化についてであります。県下でも給食費の無償化が問われております。村でも幼児から高校生まで、いろいろな無償の施策を展開しております。村民のコロナ禍の状況を踏まえ、今年度限りでも給食費の全額負担の方針、誠にありがとうございました。そういう世帯には迅速に対応するようお願いいたします。私の質問を終わります。



◆第10回臨時会

令和3年12月20日に成立した国の補正予算に伴う、住民税非課税世帯及び子育て世帯等臨時特別給付金等の補正予算を原案とおり可決。

主な補正予算は、総務費の臨時特別給付金14,000千円、システム改修費2,000千円、民生費の臨時特別給付金43,500千円等で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ190,700千円を増額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、9,704,700千円となった。

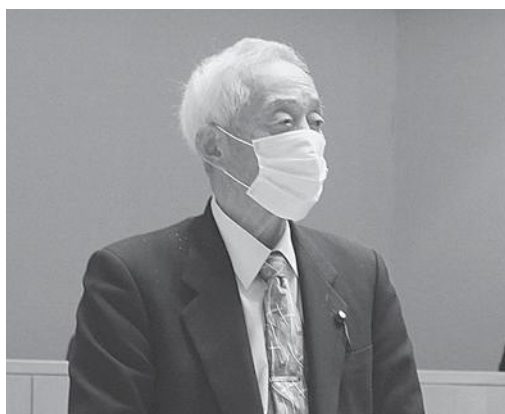
議案番号	件名	議決の結果
議案第67号	令和3年度東通村一般会計補正予算（第13号）	原案可決



議会運営委員会



議案の提案理由を述べる村長



特別給付金対象者の所得の上限や
非課税世帯数等について質問する
伊勢田議員



特別給付金の申請時期や必要書類と
はどういう物なのか、法で定められ
た書類なのか等を質問する奥島議員